

長野県告示第 636 号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成 25 年長野県条例第 11 号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成 26 年 11 月 20 日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	区 域
駒ヶ根市吉瀬水資源保全地域	駒ヶ根市中沢 397 番、398 番、399 番 1、399 番口、401 番イ、401 番 1、402 番イ、402 番 1、403 番、405 番から 408 番まで、940 番から 949 番まで、950 番口、951 番イ、956 番 2、956 番 4 から 956 番 13 まで、956 番 15 から 956 番 18 まで、956 番 26、956 番 45、956 番 48 から 956 番 50 まで、956 番 68、957 番イ、957 番 1 から 957 番 13 まで、957 番 15 から 957 番 19 まで及び 958 番 63 から 958 番 65 までの区域
駒ヶ根市大曾倉水資源保全地域	駒ヶ根市中沢 8715 番 100 から 8715 番 121 まで、8715 番 133 から 8715 番 147 まで、8715 番 161、8715 番 166 から 8715 番 168 まで、8784 番 21、8784 番 22、8784 番 24 から 8784 番 30 まで、8784 番 48、8784 番 71 から 8784 番 75 まで、9017 番 1 及び 9017 番 17 から 9017 番 20 までの区域
駒ヶ根市中山水資源保全地域	駒ヶ根市中沢 7663 番 2、7663 番 4、7663 番 6、7663 番 8、7663 番 9、7663 番ノ、7663 番ム、7663 番ヤ及び 7666 番口の区域
駒ヶ根市中曾倉水資源保全地域	駒ヶ根市中沢 9669 番 3、9669 番 4、10888 番 21、10888 番 26、10888 番 27、10888 番 32、10888 番 33、10888 番 36、10888 番 38、10888 番 44、10888 番 46 から 10888 番 48 まで、10888 番 53 から 10888 番 55 まで及び 10888 番 57 の区域
駒ヶ根市上割水資源保全地域	駒ヶ根市中沢 7253 番 290 から 7253 番 307 までの区域

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県上伊那地方事務所及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課